

## 文化庁関係の主な税制について

## &lt;国税&gt;

事項	措置内容	適用年度	
税額控除対象法人に対する寄附	・公益社団・財団法人等のうち一定の要件を満たすもの	平成 23 年度～	
認定特定非営利活動法人に対する寄附	・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動		
特定公益増進法人に対する寄附	【公益社団・財団法人】 ・芸術の普及向上に関する業務を行う法人 ・文化財の保存活用に関する業務を行う法人 ・登録博物館の設置運営に関する業務を行う法人 ・登録博物館の振興に関する業務を全国規模で行う法人	昭和 51 年度～ (登録博物館に係る業務を行う法人については、平成 9 年度～)	
	【独立行政法人】 ・国立美術館 ・国立文化財機構 ・国立科学博物館 ・日本芸術文化振興会	【個人の寄附金】 「寄附金額(総所得金額の 40%を限度)－2千円」を所得控除 <所得税> 又は「寄附金(所得金額の 40%が限度)－2千円」×40%を所得税額から控除(所得税額の 25%が限度) <所得税>  【法人の寄附金】 寄附金の合計額か特別損金算入限度額 [(所得金額×6.25%+資本等の金額×0.375%)×0.5] のいずれか少ない金額を損金算入(※) <法人税> ※一般の寄附金の損金算入限度額と別枠で損金算入可	平成 13 年度～
認定特定公益信託	・芸術の普及向上に関する業務(助成金の支給に限る)を行う公益信託 ・文化財の保存活用に関する業務(助成金の支給に限る)を行う公益信託	出捐金について特定公益増進法人に対する寄附金と同様の取扱い <所得税・法人税>	昭和 62 年度～
指定寄附金	【公益社団・財団法人】 ・重要文化財の修理・防災施設の設置に要する費用	【個人の寄附金】 「寄附金額(総所得金額の 40%を限度)－2千円」を所得控除 <所得税>	昭和 40 年度～
	【独立行政法人】 ・国立美術館・国立文化財機構・国立科学博物館による重要文化財の収集・保存修理に要する費用	【法人の寄附金】 寄附金の全額を損金算入 <法人税>	平成 13 年度～
相続財産の寄附	【公益社団・財団法人】 ・芸術の普及向上に関する業務を行う法人 ・文化財の保存活用に関する業務を行う法人	非課税 <相続税>	昭和 52 年度～
	【独立行政法人】 ・国立美術館 ・国立文化財機構 ・国立科学博物館 ・日本芸術文化振興会		平成 13 年度～
	【認定特定非営利活動法人】 ・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動		

重要文化財・国宝の譲渡所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、地方公共団体、独立行政法人国立美術館・国立文化財機構・国立科学博物館・地方独立行政法人に対する重要文化財(動産又は建物の譲渡)</li> <li>・国、地方公共団体、独立行政法人国立文化財機構・国立科学博物館・地方独立行政法人に対する重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地の譲渡</li> </ul>	<p>非課税 &lt;所得税&gt;</p> <p>【個人】2,000 万円を限度とする特別控除 &lt;所得税&gt;</p> <p>【法人】損金算入 &lt;法人税&gt;</p>	<p>昭和47年度～</p> <p>昭和45年度～</p>
国等に譲渡した際のみなし譲渡所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、地方自治体、独立行政法人、公益法人等に対して寄附を行った場合に生じるみなし譲渡所得課税(文化財に限らない) ※独法、公益法人等の場合は国税庁長官の承認を得る必要がある</li> <li>・特に文化観光拠点推進法に基づく認定計画等に係る独立行政法人に対して、当該計画に係る用に供するために美術品を寄贈する場合、みなし譲渡所得課税の非課税措置について自動承認特例(1カ月で認定)を適用</li> </ul>	非課税	<p>昭和47年度～</p> <p>※後者は、令和2年度～</p>
重要文化財等の相続・贈与	・重要文化財である家屋等(土地を含む)の相続・贈与	財産評価額の 70/100 を控除 <相続税・贈与税>	平成 15 年度～
	・登録有形文化財である家屋等(土地を含む)の相続・贈与	財産評価額の 30/100 を控除 <相続税・贈与税>	
	・伝統的建造物(文部科学大臣が告示するもの)である家屋等(土地を含む)の相続・贈与	財産評価額の 30/100 を控除 <相続税・贈与税>	
登録美術品の相続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続税を金銭で納付することが困難な場合、金銭以外の相続財産で相続税を納付できる</li> <li>・対象に物故作家の作品だけでなく、現存作家の作品のうち一定のものを加える</li> </ul>	登録美術品を相続した場合には、物納の優先順位が不動産と同等の第一順位となり、登録美術品で物納することができる	平成 10 年度～ (令和3年度に 対象追加)
文化財(美術工芸品)に係る相続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存活用計画が認定され、美術館等において寄託・公開された特定美術品(国宝・重要文化財・登録有形文化財(美術工芸品))の相続</li> <li>・特定美術品の範囲に制作後 50 年を経過していない美術品のうち一定のものを加える。</li> </ul>	保存活用計画及び寄託契約期間中は相続税を納税猶予(非課税者死亡等により免除)	平成 31 年度～ (令和3年度に 対象追加)

※重要文化財等に係る地価税については非課税の取扱いがなされているが、平成 10 年より、地価税の課税は停止されている。